4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者（平成23年３月11日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び口腔衛生に関する実地修練を経たもの（平成23年３月11日（金曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第18条第１項の規定により歯科医師法の規定による歯科医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㋹の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省及び地方厚生局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は地方厚生局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の受験資格の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成23年３月11日（金曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑵に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験予備試験の合格証書の写し（地方厚生局に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面

なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、平成23年３月11日（金曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。

エ　４の受験資格の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　歯科医師国家試験受験資格の認定書の写し（地方厚生局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成22年11月15日（月曜日）から同年12月３日（金曜日）までに試験地を管轄する地方厚生局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までである。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成22年12月３日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成23年３月11日（金曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

イ　４の受験資格の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、平成23年３月11日（金曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、18,900円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成23年１月31日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、受験に関する書類を提出した地方厚生局に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成23年３月22日（火曜日）午後２時に厚生労働省及び地方厚生局にその受験地、受験番号を掲示して発表する。

7　手続及び問い合わせ先　試験に関する受験地毎の手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

地方厚生局

| 試験地 | 所在地 |
|---|---|
| 北海道 | 北海道札幌市北区北８条西２丁目１番１号　札幌第１合同庁舎　北海道厚生局　郵便番号060―0808　電話番号011（709）2311　ＦＡＸ番号011（709）2704 |
| 宮城県 | 宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267 |
| 東京都<br>新潟県 | 埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330－9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048（601）1326 |
| 愛知県 | 愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（971）8831　ＦＡＸ番号052（971）8861 |
| 大阪府 | 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500 |
| 広島県 | 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎４号館　中国四国厚生局　郵便番号730―0012　電話番号082（223）8181　ＦＡＸ番号082（223）8155 |
| 福岡県 | 福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（474）2244 |

8　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成22年９月30日（木曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

## 歯科医師試験委員の公告

第104回歯科医師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成22年７月１日

厚生労働大臣　長妻　昭

試験委員長　齊藤　力

副委員長　石川　博之

委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 天野　修 | 荒川　浩久 | 有地榮一郎 | |
| 五十嵐　薫 | 池邉　哲郎 | 磯﨑　篤則 | |
| 市川　哲雄 | 一戸　達也 | 井上　富雄 | |
| 井下　英二 | 楳本　貢三 | 大谷　啓一 | |
| 興地　隆史 | 尾﨑　哲則 | 金田　隆 | |
| 河合　達志 | 川浪　雅光 | 北井　則行 | |
| 窪木　拓男 | 香西　克之 | 小正　裕 | |
| 斎藤　隆史 | 櫻井　薫 | 佐々木　朗 | |
| 佐野　司 | 柴原　孝彦 | 渋谷　鑛 | |
| 白川　哲夫 | 菅井　基行 | 杉原　一正 | |
| 髙田　隆 | 田中　昌博 | 丹沢　秀樹 | |
| 寺下　正道 | 野中　和明 | 野村　修一 | |
| 埴岡　隆 | 馬場　一美 | 原　宜興 | |
| 古市　保志 | 細川　隆司 | 松島　潔 | |
| 水城　春美 | 溝口　到 | 宮﨑　秀夫 | |
| 宮崎　真至 | 宮脇　正一 | 森崎市治郎 | |
| 森田　章介 | 八若　保孝 | 吉田　教明 | |
| 米田　俊之 | | | |

第三種郵便物認可　明治三十二年五月三十一日